

県営林造成事業標準仕様書

昭和47年	3月29日	制定
昭和53年	4月	1日改正
平成21年	4月	1日改正
平成28年	9月	2日改正
平成29年	9月	1日改正
令和3年	4月	1日改正

第1章 総 則

1-1-1 適 用

1 県営林造成事業標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、奈良県が実施する県営林造成事業（以下、「事業」という。）に係る請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。

2 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

3 特記仕様書、図面、又は標準仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

1-1-2 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1 **監督職員**とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で契約書第6条に規定する者をいう。

2 **検査職員**とは、事業の完了の検査に当たって、契約書第24条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

3 **現場代理人**とは、契約の履行に関し受注者に代わり現場の運営、取締りを行う等の権限を有する者で、契約書第7条に基づき受注者が定めた者をいう。

4 **担当技術者**とは、事業の履行に関し技術上の管理及び統括等を行う者で、契約書第7条に基づき受注者が定めた者をいう。

5 **契約図書**とは、契約書及び設計図書をいう。

6 **契約書**とは、別冊の請負契約書をいう。

7 **設計図書**とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

8 **仕様書**とは、標準仕様書及び特記仕様書を総称していう。

9 **標準仕様書**とは、各作業に共通する技術上の指示事項のうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

10 **特記仕様書**とは、標準仕様書を補足し、作業に関する明細又は作業に固有の技術的要求を定める図書をいう。

11 **現場説明書**とは、事業の入札に参加するものに対して発注者が当該作業の契約条件等を説明するための書類をいう。

12 **質問回答書**とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。

13 **図面**とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもととなる計算書等をいう。

14 **指示**とは、監督職員が受注者に対し、作業を進める上で必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

15 **承諾**とは、受注者が監督職員に対し書面で申し出た森林整備を進める上で必要な事項、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

16 **協議**とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

17 **提出**とは、受注者が監督職員に対し、事業に係わる書面又はその他の資料を差し出すことをいう。

18 **報告**とは、受注者が監督職員に対し、事業の遂行に係わる事項について書面をもって知らせることをいう。

19 **通知**とは、発注者又は監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、事業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

20 **請求**とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

21 **質問**とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。

22 **回答**とは、質問に対して書面をもって答えるものをいう。

23 **書面**とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

（１）緊急を要する場合は、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

（２）電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

24 **検査**とは、契約図書に基づき、検査職員が事業の完了を確認することをいう。

25 **打合せ**とは、事業を適正かつ円滑に実施するために現場代理人等と監督職員が面談により作業の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

26 **手直し**とは、発注者が検査時に請負者の負担に帰すべき理由により不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

27 **立会**とは、契約図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。

28 **申し出**とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。

1-1-3 作業の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後１４日以内に作業に着手しなければならない。この場合において、着手とは現場代理人等が事業の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

1-1-4 設計図書の支給及び点検

１ 受注者からの要求があり監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

２ 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

３ 監督職員は、必要と認める場合は、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

1－1－5 作業計画表

- 1 受注者は、契約締結後14日以内に作業計画表を作成し監督職員に提出しなければならない。
- 2 監督職員は、提出された作業計画表を検討の上、修正の必要を認めた場合は現場代理人と協議の上修正させることができるものとする。
- 3 受注者は、作業計画表の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更作業計画表を提出しなければならない。

1－1－6 資料等の貸与及び返却

- 1 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複写してはならない。

1－1－7 関係法令及び条例の遵守

受注者は、事業の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1－1－8 検査

- 1 受注者は、契約書第24条の規定に基づき完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務づけられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
 - 2 発注者は、事業の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備すると共に必要な人員及び器材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
 - 3 検査職員は、監督職員及び現場代理人の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 作業成果の検査
 - (2) 作業管理状況の検査
- 作業状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

1－1－9 手直し

- 1 受注者は、手直しは速やかに行わなければならない。
- 2 検査職員は、手直しの必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて手直しを指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責めに帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。
- 3 検査職員が手直しの指示をした場合において、手直しの完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- 4 検査職員の指示した期間内に手直しが完了しなかった場合には、発注者は契約書第24条第2項の規定に基づき検査の結果を請負者に通知するものとする。

1－1－10 条件変更等

- 1 監督職員が、受注者に対して作業内容の変更又は設計図書の訂正（以下「作業の訂正」という。）の指示を行う場合は指示書によるものとする。
- 2 受注者は設計図書で明示されていない履行条件をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することが出来ない特別の状態」とは以下のものをいう。

- (1) 天災その他の不可抗力による損害。
- (2) その他、発注者と請負者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

1－1－11 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。
 - (1) 作業内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 作業期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、事業履行上必要があると認められる場合
- 2 発注者は、前項の場合において変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 前条の規定に基づき監督職員が請負者に示した事項
 - (2) 作業の一時中止に伴う増加費用及び作業期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

1－1－12 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して作業の変更の指示を行う場合において作業期間変更協議の対象であるか否かを併せて事前に通知するものとする。
- 2 発注者は、作業期間変更協議の対象であると確認された事項及び作業の一時中止を指示した事項であっても、残作業期間及び残作業量等から作業期間の変更が必要ないと判断した場合には、作業期間変更を行わない旨の協議に代えることができものとする。
- 3 受注者は、契約書第14条の規定に基づき、作業期間の延長が必要と判断した場合には、作業期間の延長理由、必要とする延長日数算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

1－1－13 一時中止

- 1 次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し必要と認める期間、作業の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
 - (1) 天災等により事業の対象箇所の状態が変動した場合
 - (2) 第三者及びその財産、請負者、使用人並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (3) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には作業の全部又は一部の一時中止を命ずることが出来るものとする。

前2項の場合において、受注者は事業の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。

1－1－14 発注者の賠償責任

- 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
- (1) 事業の履行に関して発生した損害について発注者の責めに帰すべきものとされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

1－1－15 受注者の賠償責任

- 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
- (1) 事業の履行に関して発生した損害について受注者の責めに帰すべきものとされた場合

(2) 契約書第27条に規定する瑕疵責任にかかる場合

(3) 受注者の責めにより損害が生じた場合

1-1-16 守秘義務

受注者は、事業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

1-1-17 安全等の確保

1 受注者は、使用人等（協力者又は代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2 受注者は、事業の実施に際しては、関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は常に作業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。

(2) 受注者は、作業現場で別途森林整備または工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。

(3) 受注者は、作業中管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合は所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り作業中の安全を確保しなければならない。

4 受注者は、事業の実施にあたり事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

刈払機又はチェンソーを使用する業務の従事者は、労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条の規定により「安全衛生教育」「特別教育」を受講した者が作業に従事しなければならない。

5 受注者は、事業の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

6 受注者は、事業の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

(2) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(3) 受注者は作業現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。

7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

8 受注者は、事業の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

9 受注者は、作業中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに提出しなければならない。

1-1-18 監督職員による立会

監督職員は、作業が契約図書どおりおこなわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、

作業現場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

1－1－19 数量の算出及び完成図

1 受注者は、出来形数量を算出する必要がある場合は出来形測量を実施しなければならない。

2 受注者は、出来形測量の結果を基に、奈良県営林造成事業実施設計基準及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、県営林造成事業施工管理基準を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

3 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1－1－20 完成検査

1 受注者は、契約書第24条の規定に基づき、完了届を監督職員に提出しなければならない。

2 受注者は、完了届を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての作業が完成していること。

(2) 契約書第10条の規定に基づき、監督職員の請求した追加作業が完了していること。

(3) 設計図書により義務付けられた作業記録写真、出来形管理資料、作業関係図及び作業報告書等の資料の整備がすべて完了していること。

(4) 契約変更を行う必要が生じた作業においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3 発注者は、検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

4 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、成果を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 作業の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

(2) 作業管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

5 検査職員は、追加作業の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて追加作業の指示を行うことができるものとする。

1－1－21 既済部分検査等

1 受注者は、契約書第26条第1項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第24条の完了届を提出した場合は、既済部分に関わる検査を受けなければならない。

2 受注者は、契約書第26条第1項に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に成果に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

3 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、成果を対象として事業出来形に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 事業出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

(2) 事業管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

4 受注者は、検査職員の指示による追加作業については、前条の第5項の規定に従うものとする。

5 発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

1－1－22 作業管理

1 受注者は、作業計画表に示される作業手順に従って作業し、作業管理を行なわなければならない。

2 受注者は、契約図書に適合するよう作業を実施するために、作業管理体制を確立しなければならない。

1－1－23 履行報告

受注者は、契約書第8条の規定に基づき、履行状況を監督職員に報告しなければならない。

1－1－24 事業関係者に対する措置請求

1 発注者は、現場代理人が作業の成果・出来形の確保および事業期間の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、担当技術者が作業の成果・出来形の確保および事業期間の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1－1－25 跡片付け

受注者は、事業の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び作業にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1－1－26 事故報告書

受注者は、事業の実施中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

1－1－27 環境対策

1 受注者は、関連法令並びに標準仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、作業計画及び作業の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は1－1－30第5項乃至第7項の規定に従い対応しなければならない。

1－1－28 文化財の保護

1 受注者は、事業の実施に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、作業中に文化財を発見したときは直ちに作業を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者が、事業の実施に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る作業に起因するものとみなし、発注者が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

1－1－29 諸法令の遵守

1 受注者は、当該事業に関する諸法令を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。

2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないよ

うにしなければならない。

3 受注者は、当該作業の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適當であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

1-1-30 官公庁等への手続等

1 受注者は、事業期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2 受注者は、事業の実施にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難い場合は監督職員の指示を受けなければならない。

3 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。

4 受注者は、事業の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

5 受注者は、地元関係者等から事業の実施に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

6 受注者は、地方公共団体、地域住民等と作業の実施上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

7 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-31 作業時期及び作業時間の変更

1 受注者は、設計図書に作業時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

2 受注者は、設計図書に作業時間が定められていない場合で、発注者の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

1-1-32 作業着手後の確認

1 受注者は、作業着手後直ちに作業区域を示す境界杭等を確認しなければならない。確認後、設計図書との差異を発見した場合は監督職員の指示を受けなければならない。

2 受注者は、作業の実施に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

1-1-33 提出書類

1 受注者は、提出書類を請負契約関係の書式集等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。

1-1-34 不可抗力による損害

1 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第22条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに災害通知書により監督職員に報告するものとする。

2 契約書第22条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上

② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上

③ その他設計図書で定めた基準

(2) 強風に起因する場合最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上あった場合

(3) 地震及び豪雪に起因する場合地震及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3 契約書第22条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第19条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が作業の不良等請負者の責によるとされるものをいう。

1-1-35 保険の付保及び事故の補償

1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法等の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入するものとする。

2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

1-1-36 臨機の措置

1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。

2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、事業の成果・出来形の確保および作業期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-37 調査への協力

1 本事業に係る各種調査の実施に協力すること。詳細については、監督職員の指示に従うこと。なお、調査内容については、目的以外には使用しない。

第2章 造林、保育、保護及び搬出間伐

第1節 通 則

2-1-1 一 般

本章は、事業で行う造林、保育、保護及び搬出間伐に適用するものとする。

2-1-2 業務中の安全確保

受注者は、労働安全衛生規則等の法令を遵守し、常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

2-1-3 費用負担

1 次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

(1) 作業に伴い既設の林内歩道の刈払い等を行う費用

(2) 林地、林木及び作業員等に対する危険防止費用

(3) 検査、又は監督に立会うための費用及び検査手直しに係る費用

2 受注者が契約区域外における立木等を損傷、誤伐した場合は、受注者の費用負担において自ら復旧又は弁済するものとする。

この場合において、受注者は復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることはできない。

2-1-4 小班測量

1 測量は、ポケットコンパス等によるコンパス平面測量により行うこと。

2 測量杭は目立つものを使用し、移動、紛失しないよう堅固に設置すること。

3 測量杭には油性ペン等で測点番号を明記すること。

4 測量方法は、対象地の林縁に沿って測量し面積を測定するものとし、内部に除地（崩壊地、雑木林等）がある場合はその面積についても測量し、対象地の面積から控除すること。

5 測量の結果は、測量野帳に記入し、一件ごとに整理のうえ保存すること。

6 測量誤差の限度は、次の各号のとおりとする。

(1) 方位角、高低角 … それぞれ2度

(2) 距離 … 5／100

(3) 閉合誤差 … 1／100

7 測量成果により平面図を作成すること。その際、図面には所在地(市町村、大字、番地等)、面積、測点、方位、縮尺を明記すること。図面の縮尺は1／100～1／1000を標準とする。

8 スギ、ヒノキが混植されている箇所を測量する場合は、特記仕様書及び監督職員の指示がない場合は、ヒノキの箇所が特定できるよう実施すること。

第2節 造 林

2-2-1 地拵え及び巻枯

- 1 刈り払いは、原則として全刈りとする。
- 2 草本、つる類、かん木及びしば類は地際から刈り払い、刈り払い物や伐採木の末木等は植付けに支障のないよう5 mから10 m間隔をとり横棚積みとし、棚積みの幅は1 m以内にすること。
- 3 直径が20 cm未満の地上木は、地際から20 cm以下のところで伐採すること。
それ以上の大径木は立木のまま巻枯らしを行い、その他の障害物は植付けに支障のない程度にかたづけること。
- 4 監督職員は、必要に応じ次のものについて残存を指示する。
 - (1) 天然林として必要なもの
 - (2) 峰筋、風衝地または雪害の恐れのあるところに生立する樹木で、林地保護上必要なもの。
ただし、筋刈り又は坪刈りを実施する場合はその都度必要な事項を指示する。

2-2-2 苗木選別

- 1 山行用苗木の標準規格は次のとおりとする。

区分	樹 種	苗 齢	苗 長 (cm)	根元径 (mm)	備 考
新植	ス ギ	2年生	35～45	7 上	
	ヒノキ	2年生	35～45	6 上	
補植	ス ギ	3年生	45 上	9 上	
	ヒノキ	3年生	45 上	7 上	

2 苗木の品質について

- (1) 全体にがっしりしており、苗長に対して重量が大きく根元径が太いこと。
- (2) 地上部と地下部のつり合いが良く、枝張りとう根張りが四方に発達しており、細根が十分であること。
- (3) 梢頭部が徒長していないこと。
- (4) 病虫害にかかっていないこと。
- (5) 固有の健康色を呈していること。

2-2-3 仮植

- 1 受け入れたスギの苗木は原則として水仮植とし、ヒノキの苗木は土仮植を行うこと。
- 2 水仮植は、現地附近の流れの緩やかな水深10～15 cmの谷川へ行うこと。
- 3 土仮植は、植栽予定地近くの風当たりの少ない日陰の適潤地を選び、仮植地全域をよく耕し列状に掘った溝に束を解いた苗木を並べ、下枝が隠れる程度に土をかけて根部が土と密着するようしっかりと踏みつけるものとする。

2-2-4 植付

- 1 仮植地から植付地までの小運搬は、必ず苗木袋またはむしろを使用し、苗木の根部を日光及び風にさらされないように注意すること。
苗木の取り扱いは常に丁寧に行い、損傷させないこと。また1日の小運搬数量は、労務者数と工程を勘案のうえ決定し、過剰とならないように注意すること。
- 2 仮植地から小運搬した苗木は、根部を直接日光に当てないように注意し、風当たりの少ない日陰に置き、むしろなどをかぶせて乾燥を防止すること。
- 3 植付け作業中の1人当たりの苗木携行数量は50本以下とする。苗木を携行するときは必ず苗木袋に入れ、植付け直前に1本ずつ取り出すこと。
- 4 植付けは、原則として無風曇天の日に行うこと。

- 5 植付け地点を中心に約50cm四方の枝条、落葉、雜草などの地被物を取り除き、唐鍬で直径30cm、深さ25cm程度の穴を掘り、砕き石、植物の根などの雜物を除去し植穴を作る。
- 6 苗木の根は、自然の状態にひろげながら植穴にやや深めに入れる。地被物が混入しないよう注意して土を入れ、苗木をゆっくり動かしながら少し引き上げるようにして根の位置を定め、根と根の間に細土を入れ、根と土を密着させるため足のかかとで踏み締め苗木を安定させること。最後に根元を落葉などで覆うこと。
- 7 浅植えまたは深植えにならないこと。
- 8 樹種毎の植付け箇所については監督職員の指示を受けること。
- 9 植付け間隔は、面積及び植付け本数から計算した列間、苗間距離を守り、場所による植えむらのないようにすること。特に棚積みの周辺は、成林時の立木の間隔にバラツキを生じないように留意すること。
- 10 ヒノキは表裏があるので、斜面下方（谷側）に表を向けて植え付けること。
（最後は南を向く。）
- 11 急斜面に植え付ける場合は、山側に傾けて植え付けること。

第3節 保 育

2-3-1 下刈

- 1 区域内に存在する造林木以外の雜草、木竹類など一切のものを地際から刈り払うこと。この際造林木は絶対に損傷してはいけない。
- 2 造林木に巻きついているつる類は根元から切り離し、造林木を損傷させないように丁寧に取り除くこと。
- 3 刈り払った雜草、木竹類は、造林木の障害にならないようその周囲に適当に敷き均らすこと。

2-3-2 除伐

- 1 造林木のうち枯損木、劣勢木、異形木等の不良木及び目的樹種以外の侵入木、雜草類を根元から伐採または刈り取ること。
- 2 伐採に際しては造林木に損傷を与えないように注意すること。
- 3 造林木の伐採は林形を整える程度とすること。

2-3-3 紐打

- 1 根元径が8.0cmを超えない時期に、幹の直径が6.0cmの位置まで打ち上げることとし、標準的な打上げ高は、地際から1.5mとする。ただし、枯枝は地上高に関係なく切り落とすこと。
- 2 枝を切り取るときは、幹に沿ってしかも幹に損傷を与えないように丁寧に切り落とすこと。
- 3 幹に巻き付いているつる類は、根元から切り離し取り除くこと。

2-3-4 枝打ち

- 1 枝下の幹の直径が8.0cmを超えない時期に、幹の直径が6.0cmの位置まで打ち上げることとし、1回の標準的な打上げ高は1.5mとする。ただし、枯枝は打上げ高に関係なく切り落とすこと。
- 2 林縁木については、暴風と林内乾燥及び日焼け防止のため、枝打ちをしてはならない。
- 3 枯枝は生枝より巻き込みが遅いため、割れ枝、剥皮に注意して除去すること。
- 4 実施後針枝等が残っていないかを確認し、平滑に仕上げること。
- 5 ヨキ、ナタ又は枝打ち用手のこを使用し、チェーンソー、枝打ち機等は使用しない。

2-3-5 間伐

1 生長及び形質の劣る木を優先的に伐採し、その上で適正な立木本数、立木配置となるよう選木、伐倒すること。

2 選木は、伐倒の着手前に標準的な場所で選木（テープ等でマーク）を100本程度行った後、監督職員の確認を受けること。

選木方法は、設計間伐率のみを目標に選木するのではなく、下記に示す優先順位により生長及び形質の劣る木を優先的に選び、適正な立木配置になるよう行うこと。

（優先順位）

（1）枯死木：枯れかかった木、枯木と倒れ掛かった木（間伐率算定には含めない）

（2）被圧木：他の木に被圧されて、生長が著しく劣っている木

（3）二又、曲がり木：又木および著しく曲がった木

（4）あばれ木：生長が良く、枝張りが著しく広がり、他の木の生長を妨げている木

（5）片枝木：隣り合った木に押され、枝張りが片寄った木

（6）被害木：何らかの被害を受け、剥皮等の傷が有る木

3 伐倒は、監督職員による選木作業の確認を終えた後作業を開始すること。

4 伐倒は、原則として等高線方向（横）に倒し表土流失の防止を図ること。

5 伐倒は、残存木を損傷することの無いように留意すること。特にかかり木が生じないように配慮すること。

6 伐倒木は、必要に応じて玉切り枝払いをし、残存木の生育及び林内の管理を妨げることの無いように留意すること。

7 切り株は、水平切りとし、株高は、50cm以下に低くすること。

受口は、伐採点より低い位置に充分に切り込み、割裂等が無いよう心がけるとともに、伐倒方向の確実を図ること。

8 伐倒、枝落とし等の作業に使用するチェーンソーのチェーンオイルについては、環境に優しい植物性で生分解性のものを使用すること。

2-3-6 つる切り

1 造林木に巻き付いているつる類は、すべて地際から切除すること。幹に巻付いている場合は、地際を切り離し、更に間隔をあけて切ること。

2 除去に際し、引っ張り等により立木に損傷を与えないように注意すること。

2-3-7 木起こし

1 造林木の引き起こし及び根固めをするときは、損傷しないように注意して行うこと。

2-3-8 林内整理

1 主に枝打ち及び間伐、主伐作業の補助として行うものであり、これらの作業を安全かつ効率的に行うため、雑木、雑草類を地際から伐採または刈り取ること。

2 下刈りの上がった林分で雑草の侵入や雑草類の繁茂が著しく、造林木の生育に支障を及ぼす恐れのある箇所において、それらを地際から伐採または刈り取ること。

第4節 保護

2-4-1 獣害防護柵設置

- 1 図面に示す位置に、計画に基づき柵を設置すること。
- 2 地形の変化点での施工に当たっては、特に底部と地面に隙間のないよう設置すること。
- 3 支柱は完全に固定させること。
- 4 網張りは、裾部を20cm程度外側へ折り曲げアンカー等で地面に固定させること。

2-4-2 歩道新設

- 1 図面に示す位置で、設計延長の歩道を新設すること。
- 2 歩道の幅員は60cmとし、原則として全切り込み道とする。なお、滞水または流水の恐れのある箇所では、適宜排水溝を設けること。
- 3 谷間において栈道、架橋を必要とする場合は、監督職員の指示を受けること。

2-4-3 歩道改修

- 1 図面に示す位置で、設計延長の歩道を改修すること。
- 2 歩道両側の雑草等の刈り払いを行うとともに、路面を平滑にし排水溝等施設の改修を行うこと。
- 3 道幅が狭くなっている箇所では、原則として切り取りにより拡幅すること。
- 4 谷間や崩壊等により栈道、架橋を必要とする場合は、監督職員の指示を受けること。

2-4-4 防火線及び防火樹帯

- 1 防火線または防火樹帯内の雑木、雑草等はすべて刈り払うこと。
- 2 防火線内において刈り払った雑木、雑草は防火線外に持ち出すこと。

第5節 搬出間伐

2-5-1 伐倒

- 1 2-3-5の事項に留意して行うほか、特記仕様書、下記事項及び監督職員の指示に従い行うこと。
- 2 集材の方法を考慮し、伐倒方向は最も効率的に集材ができるような方向にすること。その際、残存木を損傷することのないよう留意すること。
- 3 伐倒時の衝撃による割れや芯抜けなど材の損傷などが生じないように注意すること。

2-5-2 造材

- 1 造材は、下記事項及び特記仕様書によるほか、監督職員の指示に従い行うこと。
- 2 曲り及び損傷部などの欠陥部位のある材は、監督職員の指示に従い造材し、現場に残置もしくは搬出すること。
- 3 枝払いは、枝のしん抜けを起こさないように幹肌と一面になるよう行うこと。
- 4 材長は、末口と元口を結ぶ最短長とすること。
- 5 玉切りは、樹心に直角に玉切りし、挽き違いの無いようにすること。

2-5-3 集材、搬出

- 1 集材、搬出作業は設計図書及び監督職員が指定した方法に従い行うこと。
- 2 集材にあたっては、残存木に損傷を与えないこと。
- 3 作業上必要な資材として県営林地内の立木、土石等を使用する場合、又は作業上生じた支障木に

については必ず事前に監督職員の指示を受けること。

- 4 作業上転落、破損等の防止対策を講ずる必要がある時は、監督職員の指示を受け対策を講ずること。
- 5 搬出路、盤台等を開設、設置する場合は、監督職員の指示を受け行うこと。
- 6 機械集材装置は、関係諸法令等に適合したものを使用し、適切に設置すること。
- 7 搬出材積の計算方法は、日本農林規格の素材によるものとする。それに依りがたい形状のものは、特記仕様書又は監督職員の指示に従い材積を計算すること。

2-5-4 はい積み

- 1 指定された場所に指定された仕分け区分に従い行うこと。
- 2 はい積み相互間の距離その他の事項については、監督職員の指示に従うこと。
- 3 末口を揃えて行い、材に損傷を与えないよう行うこと。
- 4 その他必要事項については、監督職員の指示を受けること。

2-5-5 出荷素材の検収

- 1 はい積みごとに、運搬先別、樹種別、材長別に数量(本数)記入した寸検野帳を作成し検収すること。
- 2 運搬先別に検収した素材は、監督職員の指示を受け、速やかに運搬先に移送すること。

2-5-6 運搬

- 1 設計図書、特記仕様書及び監督職員の指示に従い、指定された場所に運搬すること。
- 2 運搬途上で荷崩れ等を起こさないよう運搬すること。
- 3 道路交通法等、関係諸法令を遵守すること。
- 4 積み荷の過積載は行ってはならない。
- 5 作業道などで私有地内を通行、通過する場合は、他の者の利用の妨げとならないよう事前に関係者と調整を図ること。
- 6 運搬のため通行した作業道がその業務により損傷した場合は、原則として受注者の責務として補修すること。
- 7 その他必要事項については、監督職員の指示を受けること。

附則

この標準仕様書は、平成28年9月2日以降に発注する事業について適用する。

附則（平成29年9月1日改正）

この標準仕様書は、平成29年9月1日以降に発注する事業について適用する。

附則（令和3年4月1日改正）

この標準仕様書は、令和3年4月1日以降に発注する事業について適用する。